

施設分類ごとの保有すべき施設数(草稿案)

小分類	市名	南砺市	湯沢市	氷見市	砺波市	保有すべき施設の規模及び考え方	
	基準日 合併有無	H31.3.31 H16 (4町4村)	H29.4.1 H17 (1市2町1村)	H26.4.1 —	H27.3.31 H16 (1市1町)		
	人口	51,327	46,613	47,992	49,000	施設数	【上段】公共施設等総合管理計画における「管理に関する基本的な考え方」 【下段】〔改訂に向けて考慮すべき点〕
	面積	668.60	790.90	230.56	127.03		
	人口密度	76.8	58.9	208.2	385.7		
公民館		29	17	9	12	29	市民活動の拠点施設であるため維持 ただし、耐用年数到来が近づいている施設については、他の施設との統合・複合化を図っていきます。
文化センター		8	4	4	5	2	本市の人口規模を踏まえ集約します。
図書館		5	2	1(文化センター)	2	1	図書館は他の施設との複合化を進め、本市の人口規模を踏まえて集約します。
博物館等		11	1	2	5	3	収蔵物等を主要な博物館など他の施設へ移転し、施設の集約を進めます。
体育館		19	6	2	17	2	学校体育館の活用を推進し、集約します。
野球場		2	3		1	1	本市の人口規模を踏まえ集約します。
グラウンド		3			2	1	本市の人口規模を踏まえ集約します。
公園		9			3	9	利用者の休憩、避難に必要なサービスを維持し、その他の施設は縮減します。
駐車場、駐輪場		3		2	3	3	全ての施設を維持します。
公衆トイレ		4			4	3	基本的には維持しますが、利用者の少ない施設については集約を進めます。
その他公共用施設		5		1	3	3	老朽化の著しい斎場については大規模修繕必要時に廃止し、その他の施設については維持します。 新しい2斎場については、利用動向を勘案しながら取扱いを検討します。
その他公用施設		33	11	3	3	13	市が保有すべき車両を考慮しながら集約します。

小分類	市名	南砺市	湯沢市	氷見市	砺波市	保有すべき施設の規模及び考え方	
	基準日	H31.3.31	H29.4.1	H26.4.1	H27.3.31	施設数	【上段】公共施設等総合管理計画における「管理に関する基本的な考え方」 【下段】〔改訂〕に向けて考慮すべき点
	合併有無	H16 (4町4村)	H17 (1市2町1村)	—	H16 (1市1町)		
	人口	51,327	46,613	47,992	49,000		
	面積	668.60	790.90	230.56	127.03		
	人口密度	76.8	58.9	208.2	385.7		
コミュニティセンター		2	13	9	8	0	自治会の集会施設であるため譲渡
その他文化施設		1		1	8	1	世界に向けて芸術文化を発信する特徴ある施設であることから維持します。
文化財施設		19	1	3		15	国、県、市等に指定されている文化財施設は、適切に維持管理・修繕を行います。 ただし、収蔵物を保管することなどが役割である建物については、集約を進めます。
テニスコート		2		1	1	1	本市の人口規模を踏まえ集約します。
屋内競技場		5	2	1		2	本市の人口規模を踏まえ集約します。
温水プール		2		1	2	1	本市の人口規模を踏まえ集約します。
その他体育施設		3	3	2	2	3	他市でも有しない特色のある施設ですが、民間活力を活用しながら機能の維持に努めます。
スキー場		3	1		1	1	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。 利用者の休憩、避難に必要なサービスのみを維持します。
宿泊施設		12	2	1	3	1	歴史的建造物を除き、基本的に市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。
その他観光施設		15	8	3	5	5	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。 民間事業者によるサービス提供が困難な場合にのみ市で運営します。
温泉施設		3	2			1	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。
農業振興施設		4	12	2		0	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。
林業振興施設		3	1	2		0	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。

小分類	市名	南砺市	湯沢市	氷見市	砺波市	保有すべき施設の規模及び考え方	
	基準日	H31.3.31	H29.4.1	H26.4.1	H27.3.31	施設数	【上段】公共施設等総合管理計画における「管理に関する基本的な考え方」 【下段】〔改訂〕に向けて考慮すべき点
	合併有無	H16 (4町4村)	H17 (1市2町1村)	—	H16 (1市1町)		
	人口	51,327	46,613	47,992	49,000		
	面積	668.60	790.90	230.56	127.03		
人口密度	76.8	58.9	208.2	385.7			
商業振興施設		3				1	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 <u>PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。</u>
その他産業施設		8	2	3		2	本来民間でのサービス提供が可能であることから、原則として市では保有しないものとします。 <u>PPP／PFI等の活用により、解体費を除き市が保有しない場合と同等の財政効果があればその限りではない。</u>
普通財産		49	18	9	14	0	基本的に譲渡し、市では保有しない。